

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社轟組	高知県高知市萩町1-5-13

2. 指名停止措置期間

令和4年9月7日 から 令和5年1月6日 まで (4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である(株)轟組は、四国地方整備局土佐国道事務所発注の「令和3年度南国安芸道路西野地区改良第2外工事」において、ボックスカルバートの外壁の木型枠を吊下ろしていた際、吊り具に使用していた番線が破断、もしくはほどけた事により、下で型枠待ちしていた作業員の体の上に吊り荷が落下し、当該作業員を負傷させたものである。

また、(株)轟組は、この事故が発生したことについて、土木工事共通仕様書に定める発注者監督職員への連絡、及び労働基準監督署への報告を怠ったばかりか、労働基準監督官の立入調査に対し虚偽の陳述をした。これにより、本工事の施工を中断したまま、工事再開の目処が立たず、本工事の目的物を工期内に完成させることが困難となり、本工事の契約が解除となったものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当し、措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

本件については、指名停止4ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)